

佐賀県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 佐賀川久保 鳥栖線	神崎市神埼町の字四本黒木三九八番一地从先から	神崎市神埼町の字四本黒木三九八番一地从先から	一四・九	一六八・九
	神崎市神埼町志波屋字一本松一三九九番一地从先まで	神崎市神埼町志波屋字一本松一三九九番一地从先まで	一三・三	一七九・四